

株式会社埼玉建築確認検査機構の業務の廃止について

埼玉県知事指定確認検査機関である「株式会社埼玉建築確認検査機構」から、建築基準法第77条の34第1項の規定に基づく「指定確認検査機関業務休廃止届出書」の提出があつたため、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月5日

埼玉県知事 大野 元裕

1 廃止しようとする確認検査の業務の範囲

確認検査の業務の全部

2 廃止しようとする年月日

令和8年2月5日